

3. 特定入所者介護サービス費等の取扱いについて

施設入所者の利用者負担の変化（特別養護老人ホーム）

（単位：万円／月）

【現

行】

→

【見

直

し

後】

保険外に

利用者
負担段階

利用者
負担計

1割
負担

居住費

食費

利用者
負担計

1割
負担

居住費

食費

第1段階

例) 生活保護
受給者等

2.5

(4.5-5.5)

1.5

—

(2.0-3.0)

1.0

2.5

(5.0)

1.5

0

(2.5)

1.0

第2段階

例) 年金80万
円以下の者

4.0

(7.0-8.0)

2.5

—

(3.0-4.0)

1.5

3.7

(5.2)

1.5

1.0

(2.5)

1.2

第3段階

例) 年金80万
円超266万円
以下の者

4.0

(7.0-8.0)

2.5

—

(3.0-4.0)

1.5

5.5

(9.5)

2.5

1.0

(5.0)

2.0

第4段階-

例) 年金266
万円超の
者

5.6

(9.7-10.7)

3.0

(3.1)

—

(4.0-5.0)

2.6

8.7

(13.4)

2.9

(2.6)

1.0

(6.0)

4.8

利用者負担段階の
設定については、項
目「3」へ

食費・居住費に係る補足給付（特定
入所者介護サービス費）については、
項目「2」へ

食費・居住費の見直しにつ
いては、項目「1」へ

高額介護サービス費に
ついては、項目「4」へ

利用者と施設の
契約により設定

(参考)標準的なケース

利用者負担の上限を設定

注1) 表中の（ ）内は、ユニット型の個室の場合

注2) 要介護5・甲地のケース

注3) 改正後の1割負担については現行の介護報酬を基に機械的に試算したものである。

注4) 「例」には、収入が年金のみで他に課税されるべき収入がないケースを記載。

施設入所者の利用者負担の変化（介護老人保健施設）

（単位：万円／月）

【現 行】 → 【見直し後】

保険外に

利用 者
負担 段階

利用者
負担計

1割
負担

居住費

食費

利用者
負担計

1割
負担

居住費

食費

第1段階
例) 生活保護
受給者等

25

15

—

10

25
(5.0)

15

0
(2.5)

10

第2段階
例) 年金80万
円以下の者

40

25

—

15

37
(5.2)

15

10
(2.5)

12

第3段階
例) 年金80万
円超266万円
以下の者

40

25

—

15

55
(9.5)

25

10
(5.0)

20

第4段階-
例) 年金66
万円超の
者

59

33

—

26

※この他、保険外で特別
な室料を徴収している
場合がある。

89
(13.4)

31
(2.6)

10
(6.0)

48

(参考) 標準的なケース

利用者とは別に
契約により決定

利用者負担の上限を決定

施設入所者の利用者負担の変化（介護療養型医療施設）

（単位：万円／月）

【現 行】  【見直し後】

保険外に

利用 者
負担 段階

利用者
負担計

1割
負担

居住費

食費

利用者
負担計

1割
負担

居住費

食費

第1段階
例) 生活保護
受給者等

25

15

—

10

25
(5.0)

15

0
(2.5)

10

第2段階
例) 年金80万
円以下の者

40

25

—

15

37
(5.2)

15

10
(2.5)

12

第3段階
例) 年金80万
円超266万円
以下の者

40

25

—

15

55
(9.5)

25

10
(5.0)

20

第4段階-
例) 年金66
万円超の
者

63

37

—

26

※その他の保険外で認め
ない項目を徴収している
場合がある。

利用者と協会の
契約により決定

(参考) 標準的なケース

95
(14.5)

37
(3.7)

10
(6.0)

48

利用者負担の上限を法定

1. 食費・居住費の見直し

在宅と施設の利用者負担の公平性、介護保険と年金給付の調整の観点から、低所得者に配慮しつつ、介護保険施設などにおける食費・居住費を保険給付の対象外とする。

〔 介護保険3施設（ショートステイを含む。）における居住費（滞在費）及び食費、通所系サービスにおける食費は、保険給付の対象外とする。 〕

【概 要】

①保険給付の対象外とする費用の具体的水準

〔居 住 費〕：居住環境の違いを考慮した取扱いとする。

〔食 費〕：食材料費（現行も給付対象外）＋調理コスト相当とする。

※栄養管理について

栄養管理については、栄養ケアマネジメントや給食管理業務の在り方を見直した上でこれを適切に評価する観点から、引き続き保険給付の対象とする。

（糖尿病食などの特別食に関する栄養管理も保険給付の対象）

②利用者負担の水準

- ・施設と利用者の契約により定められる。
- ・ただし、低所得者については所得に応じた負担限度額を定め、減額相当分について介護保険から補足給付を行う。（＝特定入所者介護サービス費）

2. 補足給付（特定入所者介護サービス費）の実施

介護保険施設（ショートステイ含む）に入所等している低所得者については、食費・居住費について負担上限額を設け補足給付（特定入所者介護サービス費の支給）する等の配慮を行うこととする。

○補足給付の支給について

①対象者

介護保険三施設（ショートステイ含む）の利用者のうち、利用者負担段階が第1段階～第3段階に該当する者で申請のあった者等

②給付額

施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額
（ 基 準 費 用 額 ）

—

低所得者の所得の状況等を勘案して定める額
（ 負 担 限 度 額 ）

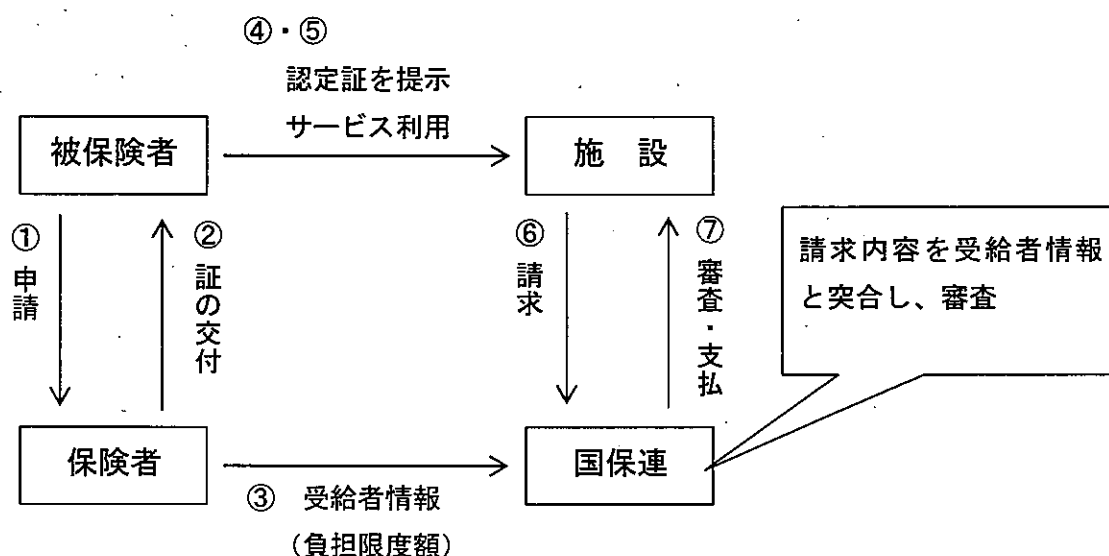
※施設において設定している居住費及び食費が基準費用額を下回る場合は、当該額と負担限度額の差額が給付額となる。

※施設が負担限度額を超えて、低所得者から負担を徴収した場合は、補足給付の対象としない。

○特定入所者に対する補足給付の取扱いについて

- ・補足給付の基準額や被保険者の負担限度額については、日額にて設定することとする。
- ・国保連審査による現物給付とする。
- ・世帯全体の負担上限額を設けること（世帯合算）はせず、個人に着目して個人単位で給付を行う。

○補足給付の支給に係る事務処理の概要（案）について



- ① 保険者は、毎年5月を目処に、「特定入所者認定」の申請を被保険者より受け付ける。
- ② 保険者は、申請を受理し、新第1段階～新第3段階に属する被保険者について、「特定入所者認定証」を交付する。
- ③ 保険者は、国保連に、受給者情報（特定入所者認定状況）を提出する。
- ④ 「認定証」を交付された被保険者は、サービスを受けようとするとき、事業者に対し、「認定証」を提示する。

- ⑤ 事業者は、「認定証」を確認し、負担限度額の範囲内において、利用者が負担すべき費用の支払いを受ける。
- ⑥ 事業者は、国保連に、特定入所者サービス費の請求を行う。
- ⑦ 国保連は、請求内容を受給者情報と突合し、審査する。

○補足事項

- ① 認定証への記載項目は、下記を想定。

交付年月日、被保険者番号、被保険者住所、被保険者氏名、生年月日、性別、適用年月日、有効期限、負担限度額（居住費（個室・準個室・多床室）・食費）、保険者番号、保険者名称、保険者印

- ② 認定証は居住費と食費で別とはせず、1枚で両方に対応させることとする。
- ③ 要介護者と要支援者に対しても別とはせず、1本化する。
- ④ 補足給付については、下記サービスの利用者が対象となる。

介護老人福祉施設、老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護

認定証の裏面の注意事項に、これらの対象サービスを明記する予定。なお、平成18年4月施行分より、地域密着型介護老人福祉施設、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護のサービスが加わる見込み。

- ⑤ 認定証の有効期限は、1年間とする（6月～翌年5月まで）。このため、保険者が被保険者から申請を受け付けるのは原則4月～5月頃となる。
- ⑥ 旧措置入所者については、旧措置入所者向けの認定証を別途発行する。
- ⑦ 保険料段階の見直し（新第2段階の創設）については平成18年4月施行となるが、特定入所者介護サービス費の支給に関する認定段階の判定については平成17年10月から施行とする。
- ⑧ 本運用案にあわせて、施設および短期入所の介護給付費請求明細書の様式を見直す。食事費用欄を削除し、特定入所者介護サービス費の食費・居住費（滞在費）の欄を追加する方向で検討中。
- ⑨ 保険者から国保連に送付する受給者異動連絡票情報についても、項目追加が発生する見込み。

3. 利用者負担段階の設定

①利用者負担第1段階

(対象者)

- ・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
- ・生活保護受給者

②利用者負担第2段階

本段階については、平成18年度より賦課される保険料新第2段階相当者とする。しかしながら平成17年度中は、保険料新第2段階該当者が抽出されておらず、利用者負担第2段階該当者は自らの段階を認識することができないため、保険者による対象者の把握と勧奨等の事務作業が必要となる。

⇒ つまり、補足給付の前提となる「特定入所者」の認定および高額介護サービス費の申請の前提として、保険者は平成17年10月実施に間に合うよう全認定者について利用者負担第2段階該当者の区分を行う必要がある。

(対象者【第2段階の基準】)

- (i) 市町村民税世帯非課税者
- (ii) (i)の者のうち、
〔合計所得金額＋課税年金収入額≤80万円／年〕を満たす者

◎上記の手法をとる理由

- 介護部局としては、税部局から「合計所得金額」及び「課税年金収入額」のみを入手すればよい（被保険者による申告は不要であり、税部局が既に取得している情報のみを基準とする）。
- 税額の再計算は不要であり、システムの設計上も簡易と考えられる。
- 課税年金収入額は、老齢退職年金等の課税対象年金であり、遺族・障害年金等の非課税年金は含まない。

◎税部局からの情報の入手について

利用者負担第2段階を抽出するために必要となる税情報は下記のとおり。

- | | | |
|---------------|---|----------------------------------|
| (i) 課税・非課税情報 | } | 現行制度においても既に税部局より
情報を入手しているところ |
| (ii) 合計所得金額 | | |
| (iii) 課税年金収入額 | → | <u>新たに必要とされる情報</u> |

③利用者負担第3段階

(対象者)

- ・市町村民税世帯非課税者
- ・前頁②の利用者負担第2段階該当者以外の者

④利用者負担第4段階

(対象者)

- ・市町村民税本人非課税者
- ・市町村民税本人課税者

4. 高額介護サービス費について (平成17年10月から)

高額介護サービス費は、月々の介護サービスの1割負担の合計額について、所得に応じ上限額を設定するものである。下記の表中の金額を超えた場合には、その超える額が高額介護サービス費として保険給付が行われる。

食費・居住費にかかる見直しは平成17年10月施行であることに伴い、高額介護サービス費の見直しについても、施設サービス・在宅サービスともに、平成17年10月から行うこととする予定である。

【平成17年10月より】

利用者負担第4段階	37,200円
利用者負担第3段階	24,600円
利用者負担第2段階	15,000円
利用者負担第1段階	15,000円

5. 施行準備スケジュールについて

○保険者事務にかかる施行準備スケジュール（案）

施行準備スケジュール（案）

6月	7月	8月	9月	10月	11月
△税情報確定					
	△施設利用者 への周知				
	△特定入所者の把握・勧奨				
	△利用者負担第2段階対象者の把握・勧奨				
		△—————△申請受付			
			△「特定入所者認定証」の発行		
			△—△対象者へ送付		
				△国保連へのデータ送付	
△システム改修開始					

※システムの仕様関係については、5月にお示しする予定。

- ①6月中旬頃：市町村税部局において税情報が確定される。
- ②7月中旬頃：特定入所者への補足給付を行う制度について、施設利用者に対し通知を行う。
- ③7月末頃：施設入所者（ショートステイの利用者含む）を把握し、そのうちで利用者負担第1段階～第3段階に該当する対象者を把握する。また、利用者負担第2段階対象者の把握を行う。必要に応じて対象者への勧奨を行う。
- ④8月～9月：特定入所者認定の申請の受付を実施。申請受付後、所得段階の調査を実施し、第1段階～新第3段階のどの段階となるかを把握する。
- ⑤9月中旬：「特定入所者認定証」の発行を行う。
- ⑥9月下旬：申請者に対し、決定通知及び認定された者については認定証を交付する。
- ⑦10月上旬：認定された者について、国保連インターフェースの「受給者異動連絡情報」に「特定入所者認定」の情報を反映させ、送付する。